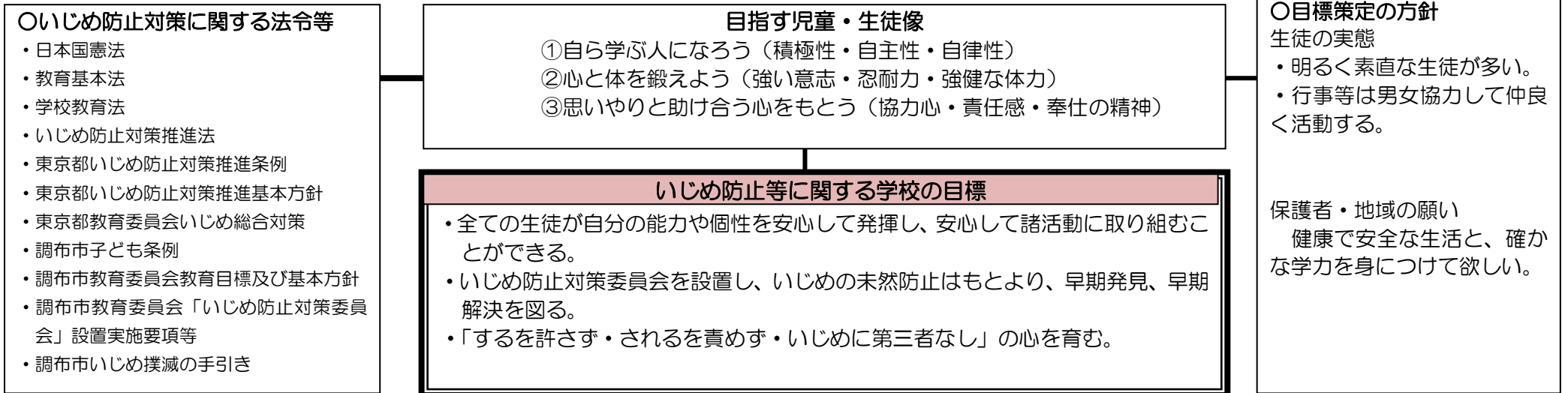
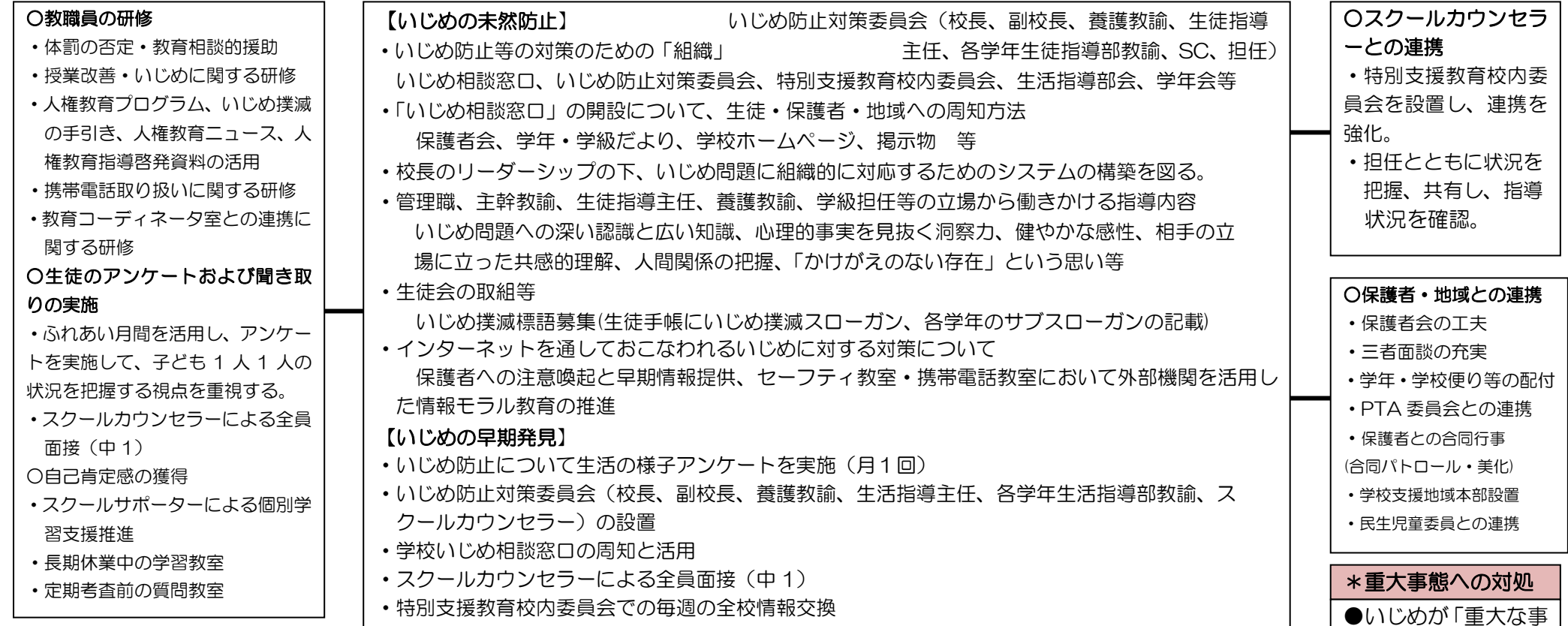


平成31年度 調布市立第五中学校「学校いじめ防止対策基本方針」



いじめの未然防止・早期発見のために



具体的ないじめへの対応（早期発見、重大事態への対応）

生活指導主任会報告内容「B事案」の場合（学校が「学校いじめ対策委員会」等で組織的に対応する場合）

<p>①実態把握の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の様態 ・被害の状況 ・集団の構造 ・いじめの動機と背景 ・被害生徒の状況 ・加害生徒の状況 ・保護者と職員等の現状把握の状況 ・他の問題行動との関連 ・他の課題との関連 	<p>②指導・支援の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ相談窓口（校長、副校長、養護教諭、主任教諭）の設置 ・いじめ対策委員会（校長、副校長、養護教諭、生徒指導主任、各学年生徒指導部教諭、スクールカウンセラー、担任）の設置 「対策委員会の取り組み」 <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談体制の確立 ・学年、分掌の連携強化 ・いじめ問題の研修を実施 	<p>③＜被害生徒の支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護 ・情報の共有と対応検討 ・課題解決に向けての援助 <p>＜加害生徒の指導＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理的な責任を果たすよう指導 ・法的な責任を果たすよう指導
---	---	---

生活指導主任会報告内容「C事案」の場合（教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合）

<p>●関係諸機関との連携</p> <p>連携機関⇒（指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等）</p> <p>指導・援助の基本姿勢確認、緊密な連携体制の確立、本人への支援方法を助言、協働事項の確認、関係機関の提示 等</p>
--

*重大事態への対処

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

- ① 教育委員会へ報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
- ② 被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討、実施
- ③ 加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討
- ④ 警察や児相等との連携
- ⑤ 緊急保護者会の開催

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	英語；あいさつ 家庭；家庭と家族	体育；協力・友情 音楽；命・友情	技術；情報モラル	音楽；助け合い	音楽；助け合い	音楽；助け合い	音楽；助け合い	音楽；助け合い	音楽；助け合い	音楽；助け合い	音楽；助け合い	音楽；助け合い
生徒指導	ふれあい月間 生活の様子についてのアンケート			セーフティ教室 いじめ防止調査（月1回）			ふれあい月間 生活の様子についてのアンケート			ふれあい月間 生活の様子についてのアンケート		
学校行事	入学式 始業式	体育大会	終業式	始業式	合唱コンクール	いのちと心の教育	終業式	始業式	卒業式 修了式			
特別活動	集団生活のルール 調布市防災教育	体育大会での協力	修学旅行での協力（3年） 職場体験（2年）			移動教室での協力（1年） 校外学習での協力（2年）						
道徳	基本的な生活習慣・誠実・思いやり・友情・異性理解・寛容の心・弱さの克服・正義・集団生活の向上・愛校心・人類愛・集団生活のルール 諸問題の解決・思春期の不安や悩み・男女の理解・協力・人間関係の確立・将来設計											
家庭・地域	全校保護者会 学年保護者会	社会を明るくする運動	三者面談 学年保護者会				学校評価アンケート 学年保護者会			学年保護者会		